

業務仕様書

1 業務名

星置地区センター和室暖房用3方弁交換等業務

2 業務場所

星置地区センター（札幌市手稲区星置2条3丁目14-1）

3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

- (1) 別添図に記してある不具合を起こしている暖房用3方弁の取外し及び新たな3方弁の設置を行う。
- (2) 作業にあたっては、必要な資格者を配置し、法令等を遵守のうえ行うこと。
- (3) 資格を有することが必要なものについては、事前に委託者に資格を証明するものを提示するか、写しを提出すること。
- (4) 使用資材については、別添仕様・取扱説明書にあるアズビルVY6203A0011を使用すること。
- (5) 工法等に関し疑義が生じた場合、または、変更が必要と判断される場合は、委託者と協議のうえ決定すること。
- (6) 撤去機器、廃材等については分別のうえ、受託者で処分を行うこと。

5 作業にあたっての注意事項

- (1) 本施設は貸室営業をしているため、来館者等の安全に十分に配慮し、作業を行うこと。また、各室作業日時詳細については、地域振興課職員、施設管理者と調整のうえ決定すること。
- (2) 作業時間は、原則、昼間9:00～17:00とする。ただし、夜間等に作業が必要な場合は、委託者と協議のうえ17:00～21:00の範囲で決定すること。
- (3) 作業により、施設、設備に損傷を与えた場合は、受託者負担にて、速やかに現状復旧を行うこと。
- (4) 業務中における建物・器物・駐車車両の破損、紛失、盗難のないように十分留意すること。
- (5) 不慮の事故が発生した場合においては、速やかに施設管理者に報告すると共に、担当職員の指示に従い受託者の責任において一切を処理すること。

6 報告・検査

- (1) 作業の完了後は作業報告書（作業前・作業中・作業後の写真添付）を作成し、所定の完了届を添えて委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、作業完了後、委託者の検査を受け合格しなければならない。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者協議によるものとする。

8 連絡先

手稲区役所市民部地域振興課

まちづくり推進係 担当：平泉（TEL011-681-2445）